

**社会福祉法人若美さくら会**  
**ケアハウス「和幸苑」**  
**利 用 契 約 書**

利用者	_____
事業者	社会福祉法人若美さくら会 理事長

施設入所者生活介護サービス利用者（以下「利用者」という。）及び身元引受人は、社会福祉法人若美さくら会ケアハウス「和幸苑」（以下、「施設」という。）との間において、次のとおり契約を締結する。

**（目 的）**

第1条 施設は、利用者が心身ともに充実した明るい生活を送ることができるように、この施設を利用させること、及びこの契約の定める各種サービスを提供することを約し、利用者は施設に対しこの契約の定めるところを承認しこの契約を履行することを約します。

**（契約期間）**

第2条 入所者は、契約を締結した日以降であれば、いつでも居室に入居することができます。この日をこの契約では入居可能日といいます。

2 前項に定める入居可能日をもってこの契約の効力が発生し、施設、利用者を拘束します。

3 この契約は第2 1条に基づく契約の解除がない場合、これを継続します。

**（施設の管理運営）**

第3条 施設の管理運営は、施設がその責任において実施するものとし、必要な職員を配置して、利用者の日常生活に必要な諸業務を処理するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行い、利用者は施設の定める運営規程に従います。

**（各種サービス）**

第4条 施設が、利用者に対し提供するサービスは、次のとおりです。

1. 食事の提供（セルフサービス）
2. 入浴の準備
3. 各種生活相談と助言
4. レクリエーション
5. 疾病、負傷等緊急時の援助

### (サービスの概要)

第5条 前条1. 2. のサービスの概要は、重要事項説明書の通りです。

### (生活相談、援助)

第6条 当施設は、利用者及びその家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

また、利用者が入居後日常生活上の援助及び特別な介護を必要とする状態になった場合は、外部の居宅介護福祉サービスが導入できるよう所要の措置を取るものとします。ただし、この場合の費用は利用者の負担とします。

### (レクレーション)

第7条 施設は、利用者の生活が健康で明るいものとなるよう、必要な助言を行うとともに、利用者が自主的に、趣味、教養、娯楽等のレクレーションを実施する場合は、その適正と思われる行事に協力し、便宜を供します。

### (緊急時の対応)

第8条 施設は、利用者が急病若しくは火災等緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて、常に万全の管理体制が取れるよう配慮します。

### (利用料等)

第9条 利用料の額については、施設は国の定める基準に従って、生活費、事務費を合算した額を別途個人別に算定して利用者に通知します。

- 2 前項のほか、施設は入居者の個別の使用にかかわる電気、水道、下水道等の使用料として利用者の負担となります。
- 3 特別なサービスに要する費用は、その実費を利用者の負担とします。

### (利用料等の納入)

第10条 利用者は、前条の利用料、使用料の通知を受けたときは、利用料は当月分として使用料は前月分として、毎月20日までに施設が指定する金融機関の口座に支払うものとします。

### (資料の提供)

第11条 利用者は、入居時及び毎年利用料認定に要する次の書類を必ず施設に提出しなければなりません。

- (1) 収入額の認定に必要な書類
  - イ 前年分の所得税の確定申告書の写
  - ロ 確定申告のない場合、年金通知書の写し又は所得の源泉徴収票、その他収入を証明できる書類
- (2) 必要経費の認定に要する書類
  - イ 租税、医療費、社会保険料等の領収書

- ロ その他の必要経費を証明できる書類
- (3) その他施設が指定する書類

#### (身元引受人)

第12条 契約者は、身元引受人1名を定めるものとします。

- 2 契約者は、身元引受人が死亡もしくはその資格を喪失したときは、その旨を直ちに事業者  
に通知し、新たに身元引受人を立てるものとします。
- 3 事業者は、契約者において前条 前項に規定する身元引受人を立てがたい、真にやむを得  
ない特別の事情があると認められるときは、身元引受人を立てないことができるものとしま  
す。

#### (連帯保証人)

第13条 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる債務の元本、債務に関する  
利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証債務につ  
いて約定された違約金又は損害賠償の額について、債務を負担するものとします。

- 2 前項の連帯保証人の負担は、その全部に係る極度額を末尾記載の金額と定め、その履行  
をする責任を負うものとします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定する  
ものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の  
支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供し  
なければなりません。
- 5 契約者は、連帯保証人が死亡もしくはその資格を喪失したときは、その旨を直ちに事業者  
に通知し、新たに連帯保証人を立てるものとします。
- 6 事業者は、契約者において前項に規定する連帯保証人を立てがたい、真にやむを得な  
い特別の事情があると認められるときは、連帯保証人を立てないことができるものとしま  
す。

#### (造作、模様替え等の制限)

第14条 利用者は、原則的に居室の造作、模様替え等をしてはなりません。また、居室  
以外については造作、模様替え等をしてはなりません。

- 2 利用者は特殊事情により、やむを得ずその居室に造作、模様替えをするときは、施設  
に対し、あらかじめ書面によりその内容を届け出て施設の承認を得なければならない。

#### (居室内の補修)

第15条 居室内の補修、改修を行うときはその費用は利用者が負担します。

- 2 施設は、前項の補修、改修ができる部分の細目については、あらかじめ利用者に通知  
するものとします。

#### (原状回復の義務並びに費用の負担)

第16条 利用者は施設及び備品について、利用者の責に基づき汚損、破壊もしくは滅失したとき、又は施設に無断で居室の原状を変更したときは、直ちに自己の費用により原状に回復するか、又は施設が定める代価を支払わなければなりません。

2 利用者は、この契約を解除又は終了した場合において、利用者の居室を施設に明け渡すとき、修理もしくは取り替えを要する場合には、費用は利用者が負担しなければなりません。

#### **(事業者及びサービス従事者の義務)**

第17条 施設及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- (1) 施設は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- (2) サービス提供時において、契約者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。

#### **(守秘義務等)**

第18条 施設、サービス従事者又は従業員は、サービスを提供するうえで知り得た契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 施設は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 利用者は、居宅介護支援事業所やサービス担当者会議等必要な機関に対し、施設が必要と認めた情報提供については、本契約締結時に同意したものとします。また、利用者が円滑に退所するための援助を行う場合に、利用者に関する情報を用いることについても同意するものとします。

#### **(賠償責任)**

第19条 当施設は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。前条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者に置かれた心身の状況を考慮して相当を認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

- 2 当施設は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、当施設は損害賠償責任を免れます。
  - (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
  - (2) 契約者が、サービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意

にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。

- (3) 契約者の急激な体調の変化等、当施設の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (4) 契約者が、当施設もしくはサービスの従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が生じた場合。

#### **(長期不在)**

第20条 利用者がその居室に1ヶ月以上不在となる場合には、利用者が施設に対し、あらかじめその旨を届け出るとともに、各種費用の支払い、居室の安全、連絡方法等について施設と協議するものとします。

#### **(立ち入り)**

第21条 施設は、居室の安全、衛生、防犯、防火その他管理上の必要があると認められるときは、利用者の承認を得る事なく居室に立ち入ることができます。

#### **(契約者の解除権)**

第22条 契約者は、当施設に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、30日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は除されます。

- 2 契約者は、当施設が次の事由に該当した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。
  - (1) 当施設が、正当な理由なくサービスを提供しない場合。
  - (2) 当施設が、守秘義務に違反した場合。
  - (3) 当施設が、破産等の事情により、事業の継続見通しが困難となった場合。
  - (4) その他、介護保険法等関連法令及びこの契約等に定める事項に著しく違反した場合。

#### **(施設の解除権)**

第23条 当施設は、契約者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、施設の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この施設及び、サービス利用契約の目的を達することが著しく困難となったときは、2ヶ月の予告期間をもって、この契約を解除します。

- 2 利用者が病気療養等で3ヶ月以上居室を不在とする場合は、当施設、利用者協議のうえこの契約を解除することができます。

#### **(契約の終了)**

第24条 この契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 要介護認定更新において、契約者が自立と認定された場合。
- (2) 契約者が死亡した場合。
- (3) 契約者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。
- (4) 解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。

- (5) 契約者が、他の介護保険施設へ入所が決まり、その施設側での受け入れが可能となった場合。
  - (6) 契約者と施設の間で、施設利用契約が終了した場合。
- 2 施設は、利用者の所有物を善良な管理の下に注意をもって保管し、利用者の身元保証人に連絡して一切の処置をします。

#### (居室の変更)

第25条 施設は、利用者が次の各号の一つに該当するときは、居室の変更をすることができます。

- (1) 利用者の身体機能の低下等、居室を変更することが適当と認められるとき。
  - (2) その他施設が必要と認められるとき。
- 2 居室の変更を要する際は、あらかじめ事前に利用者に通知します。緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### (個人情報の保護)

第26条 施設の職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後においても第三者に漏らすことがないように努めます。

#### (苦情処理)

第27条 利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができます。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者またはその家族に報告します。なお、苦情「めやす箱」の設置、苦情申し立窓口と、受付担当者の配置、苦情解決第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 施設は提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。また利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じます。
- 3 施設は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、秋田県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、秋田県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

#### (その他)

第28条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて施設、利用者間において協議し、誠意をもって解決します。

#### 改版記録

(履歴は管理台帳による)

第7版 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

# ケアハウス和幸苑利用者個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、私\_\_\_\_\_および代理人\_\_\_\_\_は、社会福祉法人若美さくら会が、私および身元引きうけ人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、又は収集することに同意します。

## 1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

## 2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要なある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評議会、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

## 3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、要求があれば開示する。

以上

上記の件について説明を受け、

【 同意します ・ 同意しません 】 (○を付す)

## 掲 載 許 可 証

施設利用者及び身元保証人（家族）は、社会福祉法人若美さくら会が広報活動等において、写真や原稿などの掲載をする事を許可します。

以上

上記の件について説明を受け、

【 同意します ・ 同意しません 】 （○を付す）

**(連帯保証人の負担極度額)**

※連帯保証人（代理人）の本契約から生じる利用者の債務を負担する

極度額 \_\_\_\_\_ 円を限度とします。

**(契約書署名欄)**

本契約を証するため、本書2通を作成し、利用者等が署名捺印し、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

※令和3年度介護報酬及び基準改定等に伴う文書簡略化等に鑑み、記名（印字、ゴム印又は代筆）の場合のみ要押印とし、署名の場合押印省略とします。

年 月 日

事業者 住所 秋田県男鹿市角間崎字岡見沢86番地12  
事業者名 社会福祉法人若美さくら会  
代表者名 理事長 \_\_\_\_\_ 印

利用者（甲） 私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人（乙） 私は、下記の理由により、甲の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

兼 ※この欄は、甲に意思能力が認められることを前提に、筆記能力のみが欠けている場合に署名の代行を明らかにするためのものです。甲に意思能力が欠けている場合には、別途後見人の選定を行う必要があります。

連帯保証人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者との関係（ \_\_\_\_\_ ）

身元引受人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者との関係（ \_\_\_\_\_ ）

代理人との関係（ \_\_\_\_\_ ）